

平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた
保護費の追加給付に係る申出書

記入例

筑西市福祉事務所長 殿

申出年月日 令和 8 年 8 月 5 日
現 住 所 ○○市○○○○番地
氏 名 筑西 太郎
電 話 番 号 090-1234-5678

平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までの期間について、下記のとおり、相違ないため、追加給付に係る必要書類を添えて申し出ます。

記

1. 世帯構成（平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までの期間において、筑西市で保護を受給していた世帯員すべてを記載してください。申出日時時点で死亡している世帯員については「死亡」欄に○をしてください）

（フリガナ） 氏名	世帯主 との続柄	生年月日	生活保護受給期間 （ 年 月 日）	死亡 （申出日 時点）
チケイ 太郎 筑西 太郎	世帯主 本人	昭和 39 年 6 月 28 日	平成 30 年 10 月 15 日 ～令和 7 年 8 月 31 日	
チケイ ハナコ 筑西 花子	妻	昭和 41 年 1 月 9 日	平成 30 年 10 月 15 日 ～令和 7 年 8 月 31 日	○
チケイ カズオ 筑西 一男	子	平成 17 年 5 月 7 日	平成 30 年 10 月 15 日 ～令和 6 年 3 月 31 日	
		年 月 日	～	
		年 月 日	～	
※筑西市において生活保護を受給していた当時の世帯構成を記入してください。				
		年 月 日	～	
		年 月 日	～	

※ 本申出は、筑西市における保護の廃止時点の世帯主が行うものとなります。ただし、その世帯主がすでに死亡している場合は、留意事項の※2を参照してください。
※ 他の自治体で保護を受給されていた期間がある場合は、別途その自治体へ申出が必要となります。また、申出先の自治体で複数回保護を受給されている場合は、それぞれの期間ごとに申出が必要となります。
※ 「生活保護受給期間」について、大学就学等により、世帯分離となっている期間を除いてください。

※よくお読みください。

次ページへ続く

2. 保護を受給していた当時の居所（選択肢をチェックしてください。）

筑西市で保護を受給されていた期間の居所が、

☐ 現住所と同じ

☒ 現住所と異なる（異なる場合は以下の「当時の居所」及び「期間」を記載願います。）

※複数の居所がある場合は、追加で記載願います。

（当時の居所） 筑西市下中山732番地1

（期間） 平成30年10月15日～令和7年8月31日

（当時の居所）

（期間） 年 月 日～ 年 月 日

（当時の居所）

（期間） 年 月 日～ 年 月 日

※現住所と筑西市で保護を受給していた当時の居所が異なる場合は記入してください。

※ 居所には、当時住んでいた場所を記載ください。

3. 振込先口座

以下の記入に加え、これらの口座情報が確認できる通帳等の写しを添付してください。

（フリガナ） 口座名義	金融機関名	支店名	口座種別 （普通/当座）	口座番号
チケイ タロウ	協和銀行	駅前支店	普通	9876543
筑西 太郎				

※ 振込口座の名義は、申出者本人名義のものに限ります。

※預貯金通帳の写し、キャッシュカードの写し、電子通帳やネットバンキング画面の写しを添付してください。

4. 申出者以外の世帯員の連絡先（複数人世帯の場合）

複数人世帯の場合は、申出者へ連絡がつかないときの連絡先（他の世帯員）を記載してください。申出内容の確認等のため、必要に応じてご連絡することがあります。

他の世帯員の氏名

電話番号（携帯または自宅）

—

—

5. 加算等の申出

当時の最低生活費の確認のため、申出者及び世帯員について、該当する加算等を記載してください。（該当がない場合は、記載不要。）

※ 加算等の該当がある場合は、併せて拳証資料を提出してください。なお、拳証資料の提出がない場合であっても申出書を受け付けできますが、加算等について算定ができない場合があります。

[illegible]

※ 複数の該当期間がある場合は、適宜追加で余白に記載ください。 次ページへ続く

申出に係る加算等の種類	該当する内容 (平成25年8月から令和8年3月までのうち、該当がある場合に記載ください。)	挙証資料の例
母子加算 (当時、ひとり親世帯の期間があり、母子加算が算定されていた期間を記載してください。) 氏名 : 期間 : 年 月～ 年 月		児童扶養手当の証書・通知書 または 母子加算の決定に関する保護決定通知書
妊産婦加算 (当時、妊産婦の期間があり、妊産婦加算が算定されていた期間を記載してください。) 氏名 : 期間 : 年 月～ 年 月		母子健康手帳 または 妊産婦加算の決定に関する保護決定通知書
在宅患者加算 (当時、在宅患者加算が算定されていた期間を記載してください。) 氏名 : 期間 : 年 月～ 年 月		結核治療に係る書類 または 在宅患者加算に関する保護決定通知書
放射線障害者加算 (当時、放射線障害者加算が算定されていた期間を記載してください。) 氏名 : 期間 : 年 月～ 年 月		被爆者健康手帳、原爆症認定に係る書類 または 保護決定通知書
未成年者控除 (20歳未満控除) (当時、20歳未満で、就労収入があり、未成年者控除(20歳未満控除)がされていた期間を記載してください。) 氏名 : 期間 : 年 月～ 年 月 就労先 : ※覚えている範囲で記入してください。 また、挙証資料があれば写しを添付してください。		20歳未満の就労に係る給与明細、通帳履歴(就労収入の状況が分かるもの) または 20歳未満控除に関する保護決定通知書

※複数の該当期間がある場合は、適宜、追加で余白に記載ください。

申出書の記載内容は以上となります。

【留意事項】

※1 不実の申請その他不正な手段により申出に基づく支給を受けた場合は、刑法の規定によって処罰されることがあります。

※2 本申出は筑西市における保護の廃止時点の世帯主が行うものとなりますが、すでに世帯主が死亡している場合は、保護の廃止時点で一緒に保護を受給していた①配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦曾孫又は⑧甥姪の順で申出することができます。なお、同一順位の者が複数いる場合は、代表するものが申出を行ってください。

※3 申出権者による申出が困難な場合で、代理人が申出するときは、別途委任状と代理人の本人確認書類(マイナンバーカード表面、運転免許証等)の写しに加え、申出者との関係性が分かる以下の書類の写しを添付ください。ただし、法定代理人(成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人または補助人等)が申出する場合は、委任状を添付する必要はありませんが、法定代理人であることを証する書類(登記事項証明書等)の写し及び法定代理人の本人確認書類の写しを添付してください。

- ・ 申出者と同じ世帯に属する世帯員 → 住民票謄本
- ・ 申出者の親族 → 申出者との関係が分かる戸籍謄抄本
- ・ 申出者の身の回りの世話をしている施設等の職員 → 職員証等

※よくお読みください。

筑西市福祉事務所長 殿

同意書

平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付の決定のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の保護の受給状況を確認するため、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等に伝えて構いません。

令和 8 年 8 月 5 日

住所 ○○市○○○○番地

氏名 筑西 太郎

【申出に当たってのチェックリスト】

① 申出書に添付する書類

下記が全て添付されているかチェックの上、申出をお願いいたします。

【必ずご提出いただく資料】

※提出書類に不足がないか確認しながら口欄に☑してください。

- ☐ 申出者の顔写真付きの本人確認書類の写し1点（顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合は、顔写真なしの本人確認書類の写し1点）
 - ※ 顔写真付きの本人確認書類の例：マイナンバーカード表面の写し、運転免許証の写し、在留カードの写し、障害者手帳の写し、パスポートの写し等
 - ※ 顔写真なしの本人確認書類の例：年金手帳、年金証書等
- ☐ 全世帯員の戸籍謄本の写し（全部事項証明書） ※原則、発行から3か月以内のもの
 - ※ 当時の姓が現在の姓と異なる場合は、併せて、当時の姓が記載された戸籍謄本を添付してください
 - ※ 離婚等によって、当時の世帯員が申出者の戸籍から除籍となっている場合、申出者において戸籍の第三者請求により、除籍となった世帯員の現在の戸籍謄本を請求することができます
 - ※ 保護受給中の場合は、戸籍謄本に代えて保護受給証明書によることも可
 - ※ 追加給付の対象者が窓口に来庁して本人確認が取れた場合は不要
- ☐ 外国人の場合は、全世帯員の住民票の写し ※原則、発行から3か月以内のもの
 - ※ 保護受給中の場合は、住民票に代えて保護受給証明書によることも可
 - ※ 追加給付の対象者が窓口に来庁して本人確認が取れた場合は不要
- ☐ 申出者本人の「3. 振込先口座」記載の口座情報が確認できるもの
 - ※ 預貯金通帳の写し、キャッシュカードの写し、電子通帳やネットバンキング画面の写しを添付してください。
- ☐ 同意書（追加給付に当たって必要な調査に係る同意）

【必要に応じて提出いただく資料】

- ☐ 「5. 加算等の申出」で必要とされる挙証資料
- ☐ 当時の居所を記載できない場合は、戸籍謄本の附票の写し
- ☐ 任意代理人が申出する場合は、委任状および任意代理人の本人確認書類（マイナンバーカード表面、運転免許証等）の写しに加え、申出者との関係性が分かる以下の書類の写し
 - ・ 申出者と同じ世帯に属する世帯員 → 住民票謄本
 - ・ 申出者の親族 → 申出者との関係性が分かる戸籍謄抄本
 - ・ 申出者の身の回りの世話をしている施設等の職員 → 職員証等
- ☐ 法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人または補助人等）が申出する場合は、法定代理人であることを証する書類（登記事項証明書等）の写しおよび法定代理人の本人確認書類の写し

② 記載事項

下記が全て添付されているかチェックの上、申出をお願いいたします。

- ☐ 申出者が筑西市における保護の廃止時点の世帯主（当時の世帯主が死亡している場合は、当時の世帯主に準ずる者）となっているか
- ☐ 筑西市において保護を受給していた期間の世帯全員が記載されているか（当該期間に世帯内にいない方については、追加給付の対象外となります）
- ☐ 振込口座が申出者本人の名義のものとなっているか
- ☐ 加算等の該当がある場合、該当する方の氏名や該当期間が記載されているか
- ☐ 連絡先が記載されているか